

第73号議案

「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援名義使用申請書

令和7年11月17日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 一般社団法人
発達凸凹アソシエーション
住所（所在地） 神奈川県横浜市中区桜木町
1-101-1
代表者名 (ふりがな)
伊藤 真穂
代表者連絡先 伊藤 大暁 080-4295-0302
(事務担当者)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン		
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	プロの現役イラストレーターから学ぶことで将来への具体的な就業意識を提供したいと考えています。		
実施期間	令和8年 1月 31日（土）から 令和8年 2月 8日（日）まで（4日間）		
実施場所	オンライン		
事業内容	目的※	イラストの楽しさと達成感をプロの先生から教えて貰い、イラストワークの楽しさや仕事の面白さ、褒められたり聞いたり質問したりすることでの自己発信の機会を創出すること、また、小学校、中学校の図工や美術で教えている表現力、想像力、そして描き上げる達成力の石杖になることを目的とする。	
	内容	プロのイラストレーターが子ども達にイラストの描き方をデモンストレーションで見せて、教えて、子供達がそれを手元の紙に描く授業を行います。	
	対象者	区内の小学生（参加予定人員 100人）	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等（申請中、承認済の別）			
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに ☒ 同意する ・ ☐ 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

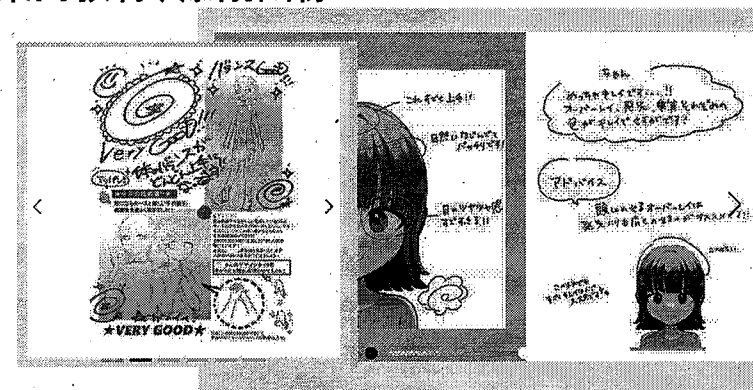
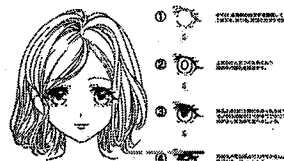
無料イラスト体験授業概要書

実施の目的→イラストの楽しさと達成感をプロの先生から教えて貰い、イラストワークの楽しさや仕事の面白さ、褒められたり聞いたり質問したりすることでの自己発信の機会を創出する。

- ・日時:1月31日(土)、2月1日(日)、2月7日(土)、2月8日(日)
- ・13時から14時の1時間で実施(参加想定:各25名程度)
- ・対象:区内の小学生(普通級、支援級共に)
- ・場所 オンラインにて開催
- ・講師 唯衣講師 + アシスタント3名

補足:

- 生徒持ち物
紙と鉛筆もしくは普段描いているタブレット
↓授業内教材、添削画像



50分カリキュラム-「可愛い女の子とカッコイイ男の子の顔の描き方レッスン」

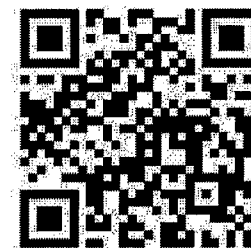
授業

13:00-司会進行開始(講師から)

「本日は来てくれて有難うございます。今日は皆んなと一緒に可愛い女の子と格好いい男の子の絵を描いて行きたいと思います。よろしくお願いします。」

- ①5分(先生から講師プロフィール紹介 先生の作品と仕事の楽しさを説明)
 - ②35分(一緒に描く ゆっくり ※あたりなどの重要性にポイントを置く)
 - ③20分(添削タイム 講師アシスタント巡回)
 - ④5分(質疑)
- 14:00-終了

申し込みは下記QRから
→予約



事業予算書

事業名 小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン

団体名 一般社団法人 発達凸凹アソシエーション

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
団体支出（参加者無料）	26,500	会場費 講師料 チラシ印刷費	2,500 10,000 14,000
計	26,500	計	26,500

令和7 年 10月 23日

（備 考）

～団体概要説明～

<https://dekoboko-association.or.jp/>

発達や発育に何らかの問題を抱える子どもたちとご家庭の
QOL向上を目指し、子どもに適した生活のあり方、
キャリアのあり方を社会に提案する。

※発達障がい認定を受けた子どもだけではなく、
グレーゾーンの子どもたち、HSPの子どもたちも含む

発達凸凹アソシエーションとは

発達障害やグレーゾーンのお子様や親御さん向けスクールの運営しながら、教材開発や研修など行っています。

発達障害に関する知識を必要とする保護者・支援者・企業のための社団法人です。



発達凸凹アカデミー

「ママがママを支えていく」をテーマに2017年に開講した発達障害やグレーゾーンのお子様を持つママのための学びと交流の場。



研修、コンテンツ企画等

発達障害・グレーゾーンに関する研修プログラム開発、発達障害に関するセミナー、イベント、研修の実施。

サービス実施内容

- ・民間機関への研修

(グレーゾーンや発達特性に関する基礎知識研修の提供)

- ・子ども達が過ごしやすいようになる為のクリエイティブコンテンツの提供
(イラスト学習など)

- ・ご家庭ご家族の子ども達の発育へのより深い知識を身につける為
の研修

過去の実績

研修等の実績

11:55 9月2日(火)

dekokoboko-association.or.jp

100%

発達障害 Association

協会について

協会概要

研修、講師派遣

取材のご依頼

お問い合わせ

News & Information



教員向け発達障害・グレーゾーン
についての研修を実施しました
2025年2月12日

都内にある私立中学・高校の先生向けの研修を実施しました。ここ数年、発達障害傾向のある生徒や、診断のついでに生徒が急激に増えてきたそうです。進学校でもあり、これまではそういった生徒はみられなかったため、先生方は対応に「...」



毎日新聞デジタルに「発達障害・
グレーゾーンの子育て」に掲載さ
れています
2024年6月26日

6/24(月)～全3回にかけて毎日新聞デジタル種に掲載を組んでいただきました。※有料会員登録記事です【我が子が発達障害やグレーゾーンだったら？ 経験者が語る深い悩み】では、弊社代表理事の伊藤が「グレーゾーン」や「要諦」...



放課後デイサービスにて支援者向
け研修を実施しました
2024年4月20日

長野県安曇野市にある放課後等デイサービス「COJIRI安曇野」様にてスタッフ向け研修をさせていただきました。見晴らしい、安曇野らしい場所にある施設は、新しく清潔で子どもたちも安心して通える素敵な場所でした。たまたま「...」



ユーキャンより新講座リリース！
「子ども発達障がい支援実務士」
2024年4月9日

2024/4/11に「一般社団法人 発達凸凹アソシエーション」と「株式会社ユーキャン」のコラボによる新講座「子ども発達障がい支援実務士」講座がリリースされました。2021年9月の「子ども発達障がい支援アドバイザー講座」2「...」

教育委員会後援イベント実績

長野市、神戸市、岡山市、羽曳野市、桶川市、さいたま市、上田市、佐久市等で実施実績あり

一般社団法人 発達凸凹アソシエーション

住所 〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町1丁目
101番地1 クロスゲート7階

Mail : info@dekoboko-association.or.jp

Tel : [080-4295-0302](tel:080-4295-0302)

代表理事 伊藤真穂

一般社団法人発達凸凹アソシエーション 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人発達凸凹アソシエーションと称する。

(主たる事務所)

第2条

1. 当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。
2. 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条

当法人は、インストラクター活動支援をすることを目的とし、その目的達成のために、次の事業を行う

1. インストラクター活動PR
2. インストラクター活動営業
3. インストラクター派遣
4. インストラクター活動場所の支援
5. 活動支援のためのコンテンツの企画・制作及び運営
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載とする。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、社員総会の全会一致の承認を受けた者が当法人の社員となる。

(退社)

第6条 社員は、所定の手続きを取るによりいつでも退社することができる。

(除名)

第7条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により当該社員を除名することができる。

- 一 本定款、その他の規則に違反したとき

- 二 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名をすべき正当な事由があるとき

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退社したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 四 除名されたとき
- 五 総社員の同意があったとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第9条 社員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条

- 1. 社員総会の招集は、代表理事が招集する。
- 2. 総会の招集通知は、会日の1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第13条

- 1. 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数をもって行う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により行う。
 - 一 社員の除名
 - 二 定款の変更
 - 三 解散
 - 四 その他法令で定めた事項

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条

1. 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
2. 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に署名又は記名、押印する。

第4章 役員等

(役員の設置)

第16条 当法人に役員として理事1名以上を置く。

(選任等)

第17条

1. 理事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 理事を複数名置くときは、代表理事は社員総会において選定する。ただし、理事が1名の場合は、その者を代表理事とする。

(代表理事の職務権限)

第18条

1. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
2. 代表理事は、毎事業年度毎に定時社員総会において、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(任期)

第19条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第20条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の

決議をもって定める。

(利益相反行為の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条

1. 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第25条

1. 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し定時社員総会に報告しなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細
2. 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
3. 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年2月末日までとする。

(設立時の役員等)

第27条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	神奈川県横浜市都筑区中川一丁目2番A-301号	伊藤真穂
設立時理事	神奈川県横浜市都筑区中川一丁目2番A-301号	伊藤大暁
設立時代表理事	神奈川県横浜市都筑区中川一丁目2番A-301号	伊藤真穂

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第28条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	神奈川県横浜市都筑区中川一丁目2番A-301号	伊藤真穂
設立時社員	神奈川県横浜市都筑区中川一丁目2番A-301号	伊藤大暁

(法令の準拠)

第29条 本定款に定めない事項は、すべて法及びその他の法令に従う。

以上、一般社団法人発達凸凹アソシエーション設立のため、設立時社員伊藤真穂、伊藤大暁の定款作成代理人司法書士中辻健介は、電磁記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和3年3月1日

設立時社員 伊藤真穂

設立時社員 伊藤大暁

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都千代田区神田佐久間町三丁目16番地

司法書士 中辻健介

(登録番号 東京第5457号)

(別 紙)

団 体 構 成 員 名 簿

活動団体名 一般社団法人 発達凸凹アソシエーション

番 号	氏 名	自 宅 住 所
1 (代表理事)	伊藤真穂 女 [REDACTED] 生	神奈川県横浜市中区桜木町1-101-1
2 (理事)	伊藤大暁 男 [REDACTED] 生	神奈川県横浜市中区桜木町1-101-1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

教育委員会後援等の開催後援実績は下記になります。

長野市 23年10月開催 50名程度参加 長野市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

神戸市 25年9月開催 20名程度参加 神戸市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

岡山市 25年2月開催 30名程度参加 岡山市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

羽曳野市 25年6月開催 20名程度参加 羽曳野市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

桶川市 24年12月開催 50名程度参加 桶川市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

さいたま市 24年12月開催 70名程度参加 さいたま市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

上田市 25年9月開催 50名程度参加 上田市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

佐久市 25年11月開催 30名程度参加 佐久市教育委員会より後援
イラストレッスンを実施

一般社団法人発達凸凹アソシエーション

後援：文京区教育委員会

小学生向け プロのイラストレーターによる

無料イラストレッスン



参加費
無料

下記日程より参加可能

1月31日
(土)

2月1日
(日)

2月7日
(土)

2月8日
(日)

13時から開催

ご自宅からオンライン参加

講師一覧



デジタル・アナログどちらもOK

←イベント申込はこちら！

連絡先：

hiroaki@dekoboko-association.or.jp



講師は若い女性のプロイラストレーターとアシスタントさんです！

令和7年 10月 23日

確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地）

神奈川県横浜市中区桜木町
1-101-1

申請者（申請団体）

一般社団法人
発達凸凹アソシエーション

代表者名

伊藤 真穂

印



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。